

事務連絡  
令和7年1月28日

指定居宅介護支援事業所 管理者様  
地域包括支援センター 管理者様  
指定訪問介護事業所 管理者様

松江市介護保険課長

### 介護が必要な方（要介護認定者）の投票所への移動支援について

平素は本市の介護保険事業の推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

高齢者が選挙時に投票所へ行かれる際には、様々な支援があり、そのうち要介護認定を受けておられる方については、介護保険制度を利用し、訪問介護のうち生活援助による移動支援を受けることができます。

ただし、この移動支援を受けるには、当該利用者のケアプランに生活援助としての移動支援を位置づけることが必要になりますが、高齢者の投票の機会の確保に関して柔軟な対応を検討し、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所とも次の通りとして取り扱うこととします。

- ① 要介護者が選挙への希望があった際は、第5表（もしくはそれに相当する）「（居宅介護支援）経過」に記載する。
- ② 居宅介護支援事業所は訪問介護事業所に投票の実績を確認する。
- ③ 居宅介護支援事業所は給付管理票第6表の実績に、当該日に生活援助「1」を入力する。
- ④ 訪問介護事業所は、当該投票分を生活援助（移動支援）として請求する。

上述の通り、これまでより柔軟な対応を可能としますが、ケアプランの作成時に、生活援助（移動支援）を利用して投票に行かれることが明確な場合は、従来通り、第2表相当の居宅サービス計画書に事前に記載されることを妨げるものではありません。

（お問い合わせ）  
松江市健康福祉部介護保険課事業所管理係  
TEL:0852-55-5689  
E-mail:jigyousyo@city.matsue.lg.jp